

答 申 の 概 要

件 名	自己に関する捜査関係事項照会書の写しの開示請求却下決定に対する審査請求（諮問第26号）		
本件対象個人情報	特定期間の審査請求人に関する捜査関係事項照会書の写しに記録された保有個人情報		
主な非開示理由	条例第3条第2項（適用除外）		
実施機関	静岡県警察本部長		
諮問庁	静岡県公安委員会		
諮問年月日	平成29年5月25日	答申年月日	平成29年11月6日
主な論点	本件対象保有個人情報の条例第3章の規定の適用の可否について		

審査会の結論

静岡県警察本部長（以下「処分庁」という。）の決定は妥当である。

審査会の判断

本件の開示請求に係る保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の静岡県個人情報保護条例（平成14年静岡県条例第58号。以下「条例」という。）第3章の規定の適用の可否について

1 条例第3条第2項（適用除外）について

条例第3条第2項は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第4章（開示、訂正及び利用停止）の規定が適用されない個人情報、すなわち、①行政機関個人情報保護法第45条第1項で規定している刑事事件又は少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行等に係る個人情報及び②刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2第2項、漁業法（昭和24年法律第267号）第50条第4項などの規定により独自の完結した開示等の制度の下にある文書等に記録されている個人情報については、国の制度との整合を図り、条例第3章（開示、訂正及び利用停止）の規定を適用しないとしたものである。

2 「訴訟に関する書類」の意義

刑事訴訟法第53条の2第2項は、「訴訟に関する書類」に記録されている個人情報については、行政機関個人情報保護法第4章の規定は適用しない旨を規定している。

刑事訴訟法第53条の2第2項が「訴訟に関する書類」につき行政機関個人情報保護法の規定の適用を除外した趣旨は、これらの書類は典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査や公訴の維持等に支障を及ぼすおそれが大きいものであることから、これらの書類の取扱いを刑事訴訟手続等に委ねることとしたものである。

そして、刑事訴訟法第47条が「訴訟に関する書類」という同じ文言により、「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。」と規定していることと対比すると、同法53条の2第2項の「訴訟に関する書類」についても、訴訟記録に限らず、不起訴記録、不提出記録も「訴訟に関する書類」に含まれるものと解されている。また、刑事事件の捜査の過程で作成、取得された文書は、同項の「訴訟に関する書類」に含まれると解されている。

3 「訴訟に関する書類」該当性

本件保有個人情報は、特定期間の審査請求人に関する捜査関係事項照会書の写しに記録された保有個人情報である。

捜査関係事項照会書とは、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく文書であり、司法警察職員が犯罪の捜査に当たって公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求める場合に作成されるものである。したがって、捜査関係事項照会書は、刑事訴訟法に基づく刑事訴訟手続における捜査活動の一環で作成・取得される文書であり、「訴訟に関する書類」に該当する。

この点、審査請求人は、情報開示の申出の時点及び審査請求の時点においては、「審査請求人」を被告とする「被告事件」は発生していないため、審査請求に関わる捜査関係事項照会書は「訴訟に関する書類」に該当しないと主張するが、「訴訟に関する書類」は、被疑事件又は被告事件に関して作成された書類であり、刑事訴訟法に基づく捜査活動の一環で作成される文書も含まれることから、たとえ被告事件となっていない場合であっても、捜査関係事項照会書は、「訴訟に関する書類」に該当する。

開示請求書の記載によれば、審査請求人が開示を求めているのは、審査請求人に関する捜査関係事項照

会書の「写し」である。捜査関係事項照会書の原本は、報告を求める相手方たる公務所又は公私の団体に送られるものであり、処分庁が保有することがあるのは、通例、捜査関係事項照会書の「写し」であると考えられる。この捜査関係事項照会書の「写し」についても、照会先に送付される原本と同様の情報が記録されたものであり、原本同様、刑事訴訟法第 53 条の 2 第 2 項に規定する「訴訟に関する書類」に該当するものと認められる。

#### 4 本件処分の妥当性

以上のことから、本件保有個人情報については、刑事訴訟法第 53 条の 2 第 2 項の「訴訟に関する書類」に該当するため行政機関個人情報保護法第 4 章の規定が適用されないものであり、条例第 3 条第 2 項の規定により、条例第 3 章の規定は適用されないものと判断するのが妥当である。